

## スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業 よくあるお問い合わせ

(更新日：令和8年2月10日)

	質問	回答
農業機械	〇〇（農業機械やアタッチメント名）は補助対象になりますか。	本事業は、実施要領で示している品目ごとの技術課題の解決に資するスマート農業技術の導入とその導入効果を高めるための新たな生産方式の導入を一体的に実施する取組を支援するものです。この取組との関連性が認められる農業機械について、補助対象としています。具体的な組み合わせの参考例については、HPIに取組例として掲載しています。
農業機械	例えば、自動操舵トラクターを導入する場合、必要に応じて直播機などの作業機をあわせて導入することは可能でしょうか。	本事業は、スマート農業技術の導入とその導入効果を高めるための新たな生産方式の導入を一体的に実施する必要があります。その取組を効果的に実施するために必要と認められる場合、スマート農業機械と一体的に導入する機械も導入可能です。
農業機械	現在、開発中や実証中の農業機械については、補助対象となりますか。	本事業の補助対象は既に販売、普及されているものが対象であり、開発や実証中のものについては補助対象となりません。
農業機械	新たな生産方式の導入は必ずやらなくてはならないのでしょうか。機械導入だけではないのでしょうか。	本事業は、スマート農業技術の導入とその導入効果を高めるための新たな生産方式の導入を一体的に実施する必要があります。機械導入のみは事業の対象となりません。
農業機械	中古の農業機械は補助対象となりますか。	中古機械については、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存年数が2年以上のものが対象となります。
農業機械	農業機械の導入、リース導入及び畔取り等の基盤整備の委託を行う場合は、原則複数社からの見積りを取ればいいですか。	見積もりは原則2社以上の複数社で行ってください。また、見積もりを行う際、農業者個人が個別に行う場合と比べ、産地単位でまとめて複数台数分行うことで、一括購入による割引効果も期待されることから、産地単位での徹底的な事業費の低減に努めてください。
農業機械	複数種類の農業機械等を同時に導入することは可能でしょうか。	策定した計画の達成に寄与するものであれば複数種類の農業機械等を同時に導入することが可能です。なお、スマ転事業の国庫補助金の上限額は2.5億円となっており、この金額を超える場合は自己負担となります。
農業機械	補助対象の機械に収穫後に使用する機械（例えば米の乾燥調製機や精米機、野菜や果物の選果機、野菜の洗浄機等、据え置き型の機械）は補助対象になりますか。	米の乾燥調製機や精米機、野菜の加工処理機等は、据え置き型の機械であり施設整備に該当するため、本事業の支援対象とはなりません。基本的に、産地生産基盤パワーアップ事業において整備事業の対象となる据え置き型の機械は、スマ転事業においては対象外となります。
農業機械	農業機械の納品時期が遅れる傾向にあるところ、農業機械販売店やメーカー都合により、事業実施期間内に納品不可となった場合はどうしたらよいのでしょうか。	機械メーカー向け説明会において、事業による機械需要増を踏まえた供給面での対応要請したところではありますが、複数の販売店への見積りを依頼し、納品日を確認の上、当該年度内に事業完了するよう計画を策定してください。解決に及ばない場合は、早めに地方農政局へご連絡ください。
農業機械	作業受託により作業している他者の農地で使用する機械は支援対象となりますか。	農地の出し手（委託元）も含めて産地スマート計画に位置付けて取り組むのであれば、作業受託農地で使用する農業機械も対象となります。産地スマート計画の範囲外で受託を行う場合は対象外です。

	質問	回答
農業機械	例えばすでに自己資金で自動操舵システムを所持している場合に、当該事業で追加で導入することは可能でしょうか。	追加で導入することは可能です。 ただし、スマ転事業に取り組むに当たっては、現在の生産体制を基準に、労働生産性の向上と品目ごとの成果目標を達成する必要があります。この成果目標を立てる際、新しく導入する機械による生産性向上効果のみを算出することができ、既存の機械による効果を算定に用いることはできませんのでご留意ください。
農業機械	既に栽培管理システムによるデータの共有・分析を通じた栽培管理の最適化を実施している場合、本事業で新たに直播栽培を行うために自動操舵システムのない田植機や播種機（スマート要素なし）を導入することは可能か。	既に農業経営の中で栽培管理システムによるデータの共有・分析を行っていたとしても、当該システムを用いて生産方式の転換を行っていない作業（質問の場合は『播種』）がある場合、その作業に対し、新たにデータ分析・共有を通じた生産方式の転換を行う場合、それを効率的に実施するための機械導入は補助対象となります。
生産方式	新たな生産方式を導入したことの確認や証明はどのように行えばよいのでしょうか。	事業実績報告の際、新しい生産方式に転換したことが分かるよう明記いただくとともに、それが分かるよう導入前後の写真等を添付ください。
生産方式	基盤整備による大区画化が終了している場合でも、新たな生産方式の導入はさらに違う方式の取組が必要となりますか。	本事業は、スマート農業技術の導入とその導入効果を高めるための生産方式の転換を一体的に実施する必要があります。このため、本事業において、これから導入しようとするスマート農業技術の効果を高める取組として、枕地の確保や品種転換による作期分散等の取組についても検討し、実施する必要があります。
生産方式	1つの取組主体における取組の拡大（直播面積の拡大による更なる作期分散、自費で増設したハウスに高度環境制御装置を導入する、等）は、新たな生産方式の転換となるか。	取組の拡大も新たな生産方式となります。
面積要件	産地生産基盤パワーアップ事業と同様に、面積要件は申請時に満たす必要があるのでしょうか。	申請時点で満たしている必要があります。 <u>※果樹・茶については品目別のQ&amp;Aもご参照ください。</u>
面積要件 (地域型)	大規模法人等、1社のみで面積要件を満たすことが可能な場合、当該法人等のみで産地スマート計画を作成することは可能でしょうか。	本事業は産地単位で品目ごとの個別課題に取り組むこととしているため、1事業者のみで取り組むことは望ましい形ではありませんが、当該事業者が産地を代表し、スマート農業技術とその導入効果を高める生産方式の転換に取り組むことで、産地の他の生産者に取組が普及すること等が見込まれる場合、対象とすることは可能です。 なお、1事業者の取組主体事業計画のみで産地スマート計画を構成する場合であっても、地域農業再生協議会等が作成する産地スマート計画に位置付けられる必要があります。

	質問	回答
面積要件	面積要件はどのように満たす必要があるのでしょうか。	<p>面積要件は、産地スマート計画に参画する産地全体の面積に課されるものであり、その産地スマート計画に位置付けられる個々の取組主体事業計画に課されるものではありません。そのため、産地スマート計画に参画しない農業者を合わせた産地全体の面積で面積要件を満たすことも、産地スマート計画に参画する取組主体のみで面積要件を満たすことも、どちらでも可能です。</p> <p>後者のように参画する取組主体のみで産地スマート計画を策定する場合、その取組範囲は、参画する農業者の当該品目の経営面積としても、新たな生産方式を導入する面積としても、どちらでもかまいません。</p> <p>なお、産地スマートで設定した面積において成果目標を達成いただくこととなりますので、産地の範囲設定や位置付ける取組主体事業計画の数、内容については十分ご検討ください。</p>
面積要件	水稲、麦で使用する農機（自動操舵トラクタ等）を導入する場合、水稲、麦各々で面積要件を達成する必要があるのでしょうか。	複合品目の場合、事業に関係するすべての品目を合計した面積が、取組対象品目のうち実施要領別表4のア又はイに定める面積要件の最も大きな品目の要件を満たす場合には、ア及びイの定めによらず、面積要件をクリアしたものとなります。
配分基準／ 加点要素	加点要素5 重点品目の「輸出の取組」とは何か。	<p>産パの交付等要綱に規定されている内容と同様であり、輸出拡大が有望な品目及び輸入シェアの奪還が重要な品目に係る取組を優先するため、既定の重点品目又は準重点品目（※）を対象とし、産地において輸出実績がある者の取組、又は目標年度までに輸出に取り組む計画を策定している取組のことです。</p> <p>※実施要領（広域型）、（地域型）それぞれにおいて、別表6のエで示す品目のこと。</p>
労働生産性	成果目標の労働生産性向上を計算する際の労働時間は、農作業のうちどの工程を算出対象とするのでしょうか。	導入するスマート農業技術に係る作業時間だけでなく、耕うんや代かき、は種や定植（育苗含む）から収穫等までのほ場における生産に係る全労働時間で計算します。
労働生産性	複数品目を栽培している場合、労働時間はどのように算出したらよいのでしょうか。	基本的には、作業日誌等を参考に当該品目に係る労働時間を算出してください。
労働生産性	取組主体となる農家が精緻に労働時間を把握していない場合、代替となるデータを活用してもよいのでしょうか。	取組主体となりうる者が、現状において、精緻に労働時間を把握していないということであれば、地域の統計データや県の標準的な基準等、対外的に説明可能なデータを参考とすることはできますが、その場合であっても作業日誌等も参考に、可能な限り当該生産者の生産実態を反映させることとしてください。
労働生産性	必須成果目標である労働生産性の向上について、「向上度を5%以上向上」はどのように算出するのか。	労働生産性は、「生産量」or「販売額」or「栽培面積」/「労働時間」で算出するところ、労働生産性の現状値をA、目標値をBとする場合、 $\text{変化率}(\%) = (B-A) / A$ が5%以上であれば目標達成となります。
産地スマート計画	産地スマート計画の策定主体、相談先はどこになりますか。	<p>交付等要綱に定めている地域協議会等です。主に「経営所得安定対策推進事業実施要綱」で規定されている地域農業再生協議会及び都道府県農業再生協議会になります。各協議会の相談窓口は以下を参照ください。</p> <p><a href="https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/keiei/toiawase.html#nougyou_saisei">https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/keiei/toiawase.html#nougyou_saisei</a></p>

	質問	回答
産地スマート計画	広域JAのエリア等の場合、市町村ごとの再生協議会単位では、申請や産地スマート計画の策定等が煩雑となり、事業に取り組みにくいですが、どうしたらよいのでしょうか。	地域再生協議会ではなく都道府県農業再生協議会が対応したり、複数の協議会が合同で産地スマート計画を策定し、そのうち1つの地域農業再生協議会が代表して申請したり、といった方法も可能です。これらの場合、事業採択後の補助金交付等の手続きや役割分担についても、事前に調整しておいてください。
産地スマート計画	産地スマート計画の目標未達の場合、目標達成までの期間に、同地域、同作物で新たな産地スマート計画を作成できるのでしょうか。	産地生産基盤パワーアップ事業と同様、目標未達の産地スマート計画を有する協議会においては、当該産地と別の産地又は別の品目であれば、新たな計画の作成は可能です。ただし、 ① 都道府県、地方農政局等において目標未達である産地スマート計画の結果を公表すること ② 各段階において、目標未達成となった要因の分析等を行うこと ③ 次期産地スマート計画について、地方農政局等を含む各段階で評価を踏まえた厳格な審査を行うこと により、目標を達成できなかった産地が安易に新たな補助金を受給することを防止し、効率的で効果的な事業執行を行うこととします。
都道府県スマート農業ビジョン	都道府県が定めるスマート農業ビジョンはいつまでに定めればよいのでしょうか。	令和7年度内執行については、都道府県のスマート農業ビジョンの作成、承認の他、事業計画の策定、審査、割当、事業実施（機械導入）までを行う必要があり、非常にタイトなスケジュールとなっています。一方、スマート農業技術活用促進法に基づき計画認定を受けている者については手続きが大きく簡素化されており、短期間で計画策定や審査、事業実施が可能な場合があるため、都道府県においても、年度内に事業完了できる体制構築の検討を進めてください。 なお、2次公募は2月下旬～4月下旬で予定しておりますので、遅くとも、その申請に間に合うように策定ください。
スマート技術高度利用計画	生産方式革新実施計画の認定者として当該事業を活用する場合、いつまでに地方農政局との申請内容の協議が終了している必要があるか。	割当内示の時点までには、地方農政局との事前協議が終了し、正式な計画申請を提出できる状態である必要があります。 なお、生産方式革新実施計画の認定は、正式な計画書類を地方農政局に提出後、審査に1ヶ月程かかる場合もありますので、早めにご相談ください。
スケジュール	いつから事業に着手（機械の導入）できますか。	各都道府県から提出される都道府県事業計画については、地方農政局等において書類確認後、審査を行います。その後、交付対象事業者を決定し、割当内示を行います。これらの手続きについては、公募締め切り後、応募件数により通例1か月以上は要します。事業の事前着手については、この割当内示後に、事業者から交付申請とともに事前着手届けを提出いただくことではじめて開始することができますので、それを勘案して応募ください。
その他要件	面積要件のほか、戸数や地域計画、認定農業者等の要件はありますか。	戸数や地域計画、認定農業者であること等の要件はありません。
他事業との関係	産地生産基盤パワーアップ事業の産地パワーアップ計画の目標未達成地域において、本事業の産地スマート計画を作成することは可能ですか。	目的が異なる別事業であることから、産パの目標未達成地域であっても、スマ転事業の産地スマート計画を作成すること自体は可能です。 ただし、産地スマート計画の達成見込等を審査するにあたっては、産パも含め過去の国庫補助事業により導入した農業機械に係る当該補助事業の成果目標の未達状況等を考慮の上、実現可能な産地スマート計画となっているか判断することになりますのでご留意ください。

	質問	回答
他事業との関係	担い手確保経営強化支援事業、農地利用効率化等支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業といった補助事業を活用中の者でも活用可能ですか。また、その補助事業の取組状況として成果目標が未達の場合はどうなりますか。	他事業を活用中の者であっても、目的が異なる別事業であることから、補助対象機械や関連ソフト事業等が重複しない限り、本事業を活用することは可能です。ただし、他事業の成果目標が未達の場合、産地スマート計画の達成見込等を審査するにあたっては、過去の国庫補助事業により導入した農業機械に係る当該補助事業の成果目標の未達状況等を考慮の上、実現可能な実施計画となっているか判断することになりますのでご注意ください。
他事業との関係	自動化農機の導入等において、新たな生産方式としてほ場の大区画化に取り組む場合、国営土地改良事業などによるほ場の大区画化と組み合わせてもよいでしょうか。	国営土地改良事業等との組合せでもかまいません。その場合、本事業で基盤整備費を補助することはできないこと、機械導入とほ場の大区画化が同一年度で実施される必要があることにご留意ください。
経費	人件費や賃金は、どのような経費が対象となるのでしょうか。	農業機械の導入等に係るものであって、人材育成に要する研修費やオペレーター育成費、栽培体系の転換のための畦取りや枕地整備等の作業経費に限定されます。このため、通常の業務に関する従業員への給料、営農に係る作業労賃等は支援対象外です。
経費	情報通信費は、どのような経費が対象となるのでしょうか。	情報通信技術の活用に係るデータ通信費や、生産管理システムの利用料等のランニングコストなどが補助対象となります。ただし、システム利用を事業実施期間を超えて契約した等の場合は、事業実施期間に発生する経費のみ対象となりますのでご注意ください。
経費	導入機械に係る保険料（動産保険）について、例えば、8月に機械を導入し、保険期間1年の保険に加入した場合どのように整理すべきでしょうか。	補助対象となる保険料は、事業実施期間のみです。長期契約の場合は、按分して算出してください。
経費	スマート技術体系転換加速化支援（地域型）における推進事務費は、どのような経費が対象となるか	事業計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督、調査検討等を行うのに要する経費についてのみ、都道府県や協議会に対し、事業費の10%以内で推進事務費を定額で支出できます。